

令和3年度

# 学校いじめ防止基本方針

## 長泉町立北小学校

平成26年3月20日策定

平成27年4月1日改定

平成30年9月1日改定

<毎年度加筆補足>

いじめ防止対策委員会

# 学校いじめ防止基本方針（長泉町立北小学校）

## 北小学校いじめ防止基本方針の策定にあたって

「いじめは、どのような理由があろうとも絶対に許されない行為である。」このことを誰もがわかっているにもかかわらず、いまだにいじめを背景として子どもの生命や心身に危険が生じる重大な事案が全国各地で後を絶ちません。

いじめから子どもを守るためには、周りの大人が、「いじめは絶対にゆるされない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どこでも起こりうる」といった意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければなりません。また、学校では、いじめが起きにくい、互いの個性や違いを認め合えるよりよい人間関係や学校風土をつくり出していく必要があります。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにして作るかという、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題です。平成25年9月には、社会総がかりでいじめ問題に対峙するため、「いじめ防止対策推進法」が施行されました。静岡県でも、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を受け、「静岡県いじめの防止等のための基本的な方針」を策定しました。

このような動きを受け、平成26年3月には、「北小学校いじめ防止基本方針」が策定される運びとなりました。

本基本方針は、すべての子どもたちが「**自他を大切にし、新しい明日をひらく北小の子**（学校教育目標）」の育成の基盤となる学校生活を、安心して送ることができるよう、いじめ問題の根絶を目的として策定されました。

このことにより、北小学校におけるいじめ防止対策が、家庭や地域・関係機関のより深い連携等により、いじめの未然防止、早期発見・早期対応を図る、より実効性のあるものとして、いじめのない安心・安全な「**あなたが大切**（経営理念）」の学校づくりの実現に向けて一層前進することを期するものです。

## 第1 いじめの防止等の基本的な考え方

「いじめをなくしたい」これは、子ども、保護者、教職員だけでなく、地域住民などすべての人の願いです。いじめをなくすためには、いじめ防止等に関する基本的な考え方を共有し、いじめの問題の克服に向けて、連携・協力して取り組むことが大切です。

### 1 いじめの定義

いじめとは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」を言います。起こった場所は、学校の内外を問いません。

いじめの認知は、被害児童生徒の立場に立って行います。程度の軽い1回だけの行為でも、被害児童生徒が「心身の苦痛」を感じていればいじめと認知します。

いじめの表れとしては以下のようなものが考えられます。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団から無視をされる
- ・軽く体を当てられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

1つ1つの行為がいじめに当たるかどうかの判断は、いじめを受けた子どもの立場に立つことが必要です。また、けんかやふざけ合いであっても、見えないう所で被害が発生していることもあります。いじめであるかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、苦痛を表現できなかつたり、いじめに本人が気付いていなかったりする場合もあることから、その子や周りの状況等をしっかりと確認することが必要です。

## 2 いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どこでも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら、いじめられる側やいじめる側の立場を経験します。しかし、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険を生じさせます。加えて、いじめた・いじめられたという二つの立場の関係だけでなく、学級や所属する集団において、規律が守られなかったり、問題を隠すような雰囲気があったりすることや、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする子どもがいたり、「傍観者」として周りで見ても見ぬ振りをして関わらない子どもがいたりすることにも気を付ける必要があります。

## 3 基本的な考え方

いじめはどのような理由があろうとも絶対に許されない行為です。しかし、どの子どもにも、どこでも起こりうることを踏まえ、すべての子どもに向けた対応が求められます。いじめられた子どもは心身ともに傷ついています。その大きさや深さは、本人でなければ実感できません。いじめた子どもや周りの子どもが、そのことに気付いたり、理解しようとしたりすることが大切です。いじめが重篤になればなるほど、状況は深刻さを増し、その対応は難しくなります。そのため、いじめを未然に防止することが最も重要です。

いじめの未然防止には、いじめが起こりにくい人間関係をつくり上げていくことが求められます。学校や家庭・地域社会全体で、健やかでたくましい子どもを育て、心の通い合う、温かな人間関係の中で、いじめに向かわない子どもを育てていきます。「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、学校や家庭だけでなく、社会・長泉町総がかりで、いじめの未然防止に取り組みます。

# 第2 いじめの防止等のための対策

## 1 いじめの防止等の対策のための校内組織

＜いじめ防止対策委員会（以下、委員会）＞

【構成員】：校長、教頭、主幹教諭、各学年主任、生徒指導主任、養護教諭  
学級担任、関係の深い教職員（必要に応じて）

- ・ 毎週1回実施される職員打ち合わせや隔月実施の生徒指導部会・職員会議において、問題傾向を有する児童や、配慮が必要な児童について継続的に情報交換し、対応の仕方について共通理解を図ります。また、いじめ事案の発生時には、即日、いじめの認知について判断し、いじめ防止の対策や措置を実効的に行うための委員会を緊急開催します。

＜拡大いじめ防止対策委員会（以下、拡大委員会）＞

【構成員】：いじめ防止対策委員＋PTA会長・副会長、SC、SSW、社会教育指導員（ひまわり相談員）、民生児童委員、下長窪交番長、裾野警察署員、学校評議員、警察官経験者、専門的な知識及び経験を有する第三者等外部専門家

\*SC(スクールカウンセラー) \*SSW(スクールソーシャルワーカー)

- ・ 緊急を要する事案、あるいは重大事案であると校長・教頭が判断した場合に召集し、開催します。

## 2 いじめの防止等のための対策

### (1) いじめの未然防止

#### (ア) 授業の充実と読書活動の推進

- ・ 自分の考えをもち、友達と考えを表現し合い、伝え合う力を育成する授業を推進し、「わかる」に支えられた知識・技能を使い、伝えることができる子どもを目指します。
- ・ 校内研修では、研修テーマ「**自分で考え、実行する子**」を掲げ、外部講師を招聘し、授業改善を進めます。
- ・ 読書に親しむとともに、図書室を活用する習慣を付け、「五感で感じ、情報を得る力」を育みます。

#### (イ) 道徳教育

- ・ 特別の教科「道徳」を要に、全教育活動を通じて行う道徳教育を推進し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育みます。また、道徳科の時間を活用して、子ども自らが、いじめについて考える場や機会を大切にし、いじめ未然防止の観点や道徳的実践を促すような具体的な行動の仕方を育てていきます。
- ・ 参観日に、道徳科の授業を公開し、子どもたちの生活態度や心と結びついた指導を知らせ、地域や家庭の理解と協力を求めます。
- ・ 自分の命は自分で守る安全教育を推進します。

- ・授業での「さん・君」付けを徹底し、心が温かくなる言葉を大切にする、よりよい人間関係づくりに努めます。
- ・互いを大切にし合う言語環境を整え、「ふわふわ・ちくちく言葉」を継続的に話し合う場を設定しながら、いじめを許さない環境づくりに努めます。

#### (ウ) 子どもの自主的活動の場の設定

- ・子ども自らが自主的にいじめについて考えたり、互いに議論したりする活動を通して、いじめ防止への意識を高めます。
- ・児童会、生活委員会による挨拶運動の取り組みを継続し、互いの存在を認め合ったり、関係を深め合ったりする場づくりを大切にして、「地域に小さな幸せを届ける挨拶」を目指します。
- ・ペア活動、委員会活動、高学年による清掃活動などの活動を通して、人と関わることの喜びや大切さに気付いていくこと、人の役に立っている、人から認められているという自己有用感を獲得していくことで、望ましい集団活動を体験させ、人間関係を築く力を育みます。
- ・めあてを持った継続的な活動を促しながら、子どもが自ら活動の意義や意味を感じ取り、自分なりに関わる方法を考えて、意欲的に取り組む姿勢を目指します。

#### (エ) 保護者や地域への啓発

- ・学校便りや保護者会（PTA理事会・総会・懇談会）等を通して、保護者や地域住民に対して、いじめの基本方針や取り組みを知らせ、理解と協力を求めます。
- ・家庭や地域ボランティアの「見守り隊」「スクールガードボランティア」の方々と日々連携し、児童の表れで気になる情報を受け取り、いじめの未然防止に努めます。

#### (オ) 配慮を要する子どもへの配慮

- ・4月～7月の学級活動においては、学年に応じた人間関係づくりの基本的なスキルを身に付けるよい時期と捉え、「人間関係づくりプログラム（改訂版）」を活用していきます。
- ・学校として、特に配慮が必要な子どもについては、子どもの特性を踏まえた適切な支援及び指導を組織的に行います。  
例えば、発達障害を含む障害のある子ども、外国につながる子ども、性同一性障害や性的志向・性自認に係る子ども、東日本大震災で被災した子どもや原子力発電所事故により避難している子ども、新型コロナウイルス

ィルス感染症に直接または間接的に関わる子どもなどが考えられます。

(カ) いじめに関する教職員の研修

- ・「基本方針」の活用を進め、毎月20日前後に行ういじめアンケート結果をもとに、学年研修として、いじめ撲滅についての対応を協議し、実践していきます。(夏休み明けは9月実施)
- ・人権教育の視野からも、かけがえのない児童を大切にす意識を更に深めていく校内研修を開催します。

(2) いじめの早期発見・早期対応

(ア) いじめの情報共有の体制整備

- ・全職員で日常的に注意深く児童を観察するとともに、わずかな子どもの変化を軽視せず、日常的な気づきを話題にできる教職員集団を目指します。
- ・いじめに関する相談を受けた教職員は、「北小いじめ対応マニュアル」に沿って管理職、**学年主任**にただちに報告し、速やかに校内で情報を共有するようにします。

(イ) 子どもの実態把握

- ・いじめを訴えやすい機会や場づくりとして、月1回の「なかよしアンケート(20日前後)」、前後期に各1回、担任による「個別の教育相談」を実施します。実施後は、速やかに集計し、複数の目で状況の見立てを行い、いじめの解消に向けて対策を検討します。(夏休み明けは9月実施)

(ウ) 相談体制の整備

- ・「誰にでも」「いつでも」相談できることや、悩みを「相談することの大切さ」を子どもたちに伝えていきます。
- ・本人や保護者からの訴えには、悩みや苦しみを受け止め、共感的な傾聴を心掛け、いじめられている子どもの立場に立って対応します。また、いじめを受けた子どもやいじめに付いて報告した子どもの立場を守ります。
- ・心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー(S C)、スクールソーシャルワーカー(S S W)につなぐなど、いじめにあった子どもが自信や希望を取り戻していくよう関係機関との連携を図ります。

## (エ) 学校のいじめに対する措置

### 「さしすせそ」の対応

最悪を想定し、慎重に、素早く、誠意をもって、組織的に対応する

#### 《初期対応》

- ・ いじめの通報を受けた場合、プライバシーに配慮しながら、教職員は、加害・被害の当事者関係と周囲の傍観者を含めた構造的な事実関係を速やかに把握し、正確な情報の収集と報告・記録に努めます。
- ・ 学校として、組織的に状況把握に努め、いじめが確認された場合は、
  - ① 委員会を開き、いじめを受けた子どもの立場で対策を検討し、指導方針や役割分担を確認します。
  - ② すみやかにいじめ行為をやめさせ、いじめを受けている子どもの心身の安全を確保します。
- ・ 個人懇談や家庭訪問などで情報や状況を十分に把握した上で、いじめられた子どもへの支援、いじめた子どもや周りの子どもへの客観的事実を確認して対応します。
- ・ 事実関係を正確に該当の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応などについて共に連携して指導していくことを伝えます。
- ・ いじめが確認された場合は、教育委員会に報告を行い、必要に応じて、心理や福祉の専門家の指導助言を依頼します。

#### 《解決に向けた具体的な指導》

- ・ いじめを受けた子どもとその保護者に対しては、精神的苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くよう配慮します。そして、継続的な見守りと温かな人間関係づくりに努め、必要に応じて心理・福祉等に関する専門家の協力を得ながら、指導・助言をしていきます。
- ・ 必要に応じて、いじめをおこなった子どもを、いじめを受けた子どもが使用する教室以外の場所で学習を行わせる等、いじめを受けた子どもが安心して教育を受けられるようにします。
- ・ いじめを受けた子どもの保護者と、いじめを行った子どもの保護者との間で争いが起きることがないように、保護者と情報を共有するなど必要な措置をとります。対応後も、いじめられた子ども、いじめた子どもの双方の保護者に誠意ある対応を継続し、随時連絡するとともに、家庭における取り組みや配慮事項を依頼します。また、必要に応じて、個別面談や家庭訪問を行い、解決するまで相談と連絡を続けます。
- ・ いじめをしていた子どもには、「いじめは絶対に許されない」という立場



で臨み、相手が受けた心の傷の深さに気付く支援を意図的・継続的に行います。また、子どもの内面理解やいじめの背景にも目を向け、心の安定のため、心理・福祉等に関する専門家の継続的な観察と支援・指導も行っていきます。

- ・傍観していた子どもたちにも、いじめ問題を自分の問題として考える場を提供し、継続的に集団への働き掛けを行います。
- ・いじめが「解消している」状態であるか、「いじめの防止等のための基本的な方針」の定義に基づいて、①いじめに係る行為が少なくとも3か月を目安として止んでいること、②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を感じていないこと。を日常的に注意深く観察し、いじめが解消に至るまで、丁寧かつ慎重に対応します。
- ・より実効性のある取り組みとなるよう、事案対処の過程を評価し、改善につなげます。

### (3) いじめ防止等の年間計画

	北小職員 いじめ防止対策委員	児童への働き掛け	保護者への働き掛け
前期	<ul style="list-style-type: none"> <li>○基本方針「いじめ対応マニュアル」の検討・共通理解【4月】</li> <li>○職員打ち合わせ【毎週】、生徒指導部会・特別支援教育部会・職員会議【隔月】での情報交換</li> <li>○第1回児童理解の日（情報交換）【5月】</li> <li>○学校評価（基本方針の点検）【7・8月】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎挨拶の励行</li> <li>○人間関係づくりプログラム（三密を避けて実施）</li> <li>◎言語環境づくり ふわふわ・ちくちく言葉の奨励・</li> <li>○なかよしアンケートによる実態把握【4・5・6・7・9月実施】</li> <li>○個別の教育相談【前期1回】</li> <li>◎各行事へ参加（望ましい集団作り）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○いじめ防止対策についてHPに公開【4月理事会・PTA総会】</li> <li>○保護者との情報交換（いじめ対策の啓発） ・懇談会【4月】 ・個人懇談（希望）【7月】</li> <li>○保護者アンケートによる評価【7月】</li> <li>○個人懇談【10月】</li> </ul>

後 期	○職員打ち合わせ【毎週】、生徒指導部会・特別支援教育部会・職員会議【隔月】での情報交換 ○第2回児童理解の日【10月】 ○SC・SSWによる合同研修 ○学校評価（基本方針の点検と見直し）【12月～2月】	○なかよしアンケートによる実態把握【10・11・12・1・2・3月実施】 ○個別の教育相談【後期1回】 *◎は、年間を通して働き掛けていく。	○希望教育相談【12月】 ○保護者アンケートによる評価【12月】
--------	--	--	-------------------------------------

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、上記年間計画の中の活動内容を一部変更、中止する可能性も十分に考えられる。

### 第3 重大事態への対処

#### 1 重大事態のケース

重大事態とは、次のような場合を言います。

- (1) いじめにより子どもの生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - ・子どもが自殺を企図した場合
  - ・身体に重大な傷害を負った場合
  - ・金品等に重大な被害を被った場合
  - ・精神性の疾患を発症した場合 等
- (2) 欠席の原因がいじめと疑われ、子どもが相当の期間（年間30日を目安とする）、学校を欠席しているとき。あるいは、いじめが原因で子どもが一定期間、連続して欠席しているとき。

#### 2 調査及び情報の提供

重大事態が発生した場合には、長泉町教育委員会に報告し、教育委員会の判断のもと、速やかに組織を設け、事態への対処や同種の事態の防止に

向け、客観的な事実関係を明確にするために調査を行います。

調査結果は、町教育委員会が町長へ報告すると共に、町教育委員会または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子ども及びその保護者に提供します。

### 3 各対応

(1) 児童生徒対応（担当：生徒指導主任・学年主任・生徒指導部）

・臨時全校集会等の開催

- ① 該当児童の人権を十分配慮した上で、児童に不安を与えないように事実を伝えます。
- ② その後の学校生活や校外生活について、落ち着いて過ごすよう具体的に指導をします。

(2) 保護者対応（担当：教頭・主幹）

・臨時保護者会の開催

- ① 該当児童の保護者に対しては、誠意を持って対応し、当事者の同意を得た上で、臨時保護者会を開催します。
- ② その他の保護者に対しては、大変な危機意識を与え、大きな不安感を覚えさせてしまったことを陳謝し、今後の具体的な取り組みを丁寧に説明します。

(3) 報道機関対応（担当：教頭）

個人情報保護を配慮し、正確で一貫した情報提供をします。

(4) 警察対応（担当：教頭）

事案の内容や程度を熟慮し、必要性を判断した時には、警察への協力を依頼し、連携して対処します。